

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	附 則 1～18 [略]	附 則 1～18 [略] <u>（高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための防疫等作業手当の特例）</u> 19 職員が、高病原性鳥インフルエンザその他の家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病であつて人事委員会が定めるものの同条第2項に規定する患畜若しくは同項に規定する疑似患畜又はこれらの死体が所在し、又は所在していた畜舎の敷地又はこれに準ずる区域として人事委員会が定めるものにおいて、当該家畜伝染病のまん延を防止するための措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、当分の間、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。 20 前項の手当の額は、作業1日につき4,000円の範囲内で人事委員会の定める額とする。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に同項の作業に従事した場合にあつては、当該人事委員会の定める額に100分の25の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。 21 第9条の12第1項に規定する者が、附則第19項の作業に従事した場合における第21条第4項の規定の適用については、同項の表中「第4条第1項第1号に掲げる防疫作業のうち家畜に対する防疫作業」とあるのは、「附則第19項の作業」とする。

(他の職への降任等をされた職員等に対する手当の特例)

(他の職への降任等をされた職員等に対する手当の特例)

19 [略]	22 [略]
<p>2 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p><u>(29) 多学年学級担当手当</u></p> <p><u>(30) [略]</u></p> <p><u>(31) [略]</u></p> <p><u>(32) [略]</u></p> <p><u>(33) [略]</u></p> <p><u>(34) [略]</u></p> <p><u>(35) [略]</u></p> <p><u>(36) [略]</u></p> <p><u>(37) [略]</u></p> <p><u>(38) [略]</u></p> <p><u>(多学年学級担当手当)</u></p> <p><u>第12条 多学年学級担当手当は、県立の学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち人事委員会の定める教育職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに、支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、勤務1日につき350円の範囲内で人事委員会の定める額とする。</u></p> <p><u>第13条 削除</u></p> <p><u>第14条 削除</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) [略]</p> <p><u>(29) [略]</u></p> <p><u>(30) [略]</u></p> <p><u>(31) [略]</u></p> <p><u>(32) [略]</u></p> <p><u>(33) [略]</u></p> <p><u>(34) [略]</u></p> <p><u>(35) [略]</u></p> <p><u>(36) [略]</u></p> <p><u>(37) [略]</u></p> <p><u>第12条から第14条まで 削除</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年11月1日から適用する。